

「福岡市AED設置施設」登録制度推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の生命を守り、安全・安心なまちづくりを推進するための一環として自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置場所及び有用性の周知並びに普及促進を図るために実施する「福岡市AED設置施設」登録制度推進事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 本事業の対象は福岡市内の集客施設等とする。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は以下のとおりとする。

1 「福岡市AED設置施設」の登録

集客施設等からの申込みにより、書類審査を行い、適当であれば登録通知書を交付し名簿に登録する。

2 ステッカー等の交付

登録施設については、本市作成の「福岡市AED設置施設ステッカー」及び「AEDシール」を交付する。

3 情報提供

登録施設については、福岡市のホームページ等に掲載するなど、広く市民に情報提供を行う。

(庶務)

第4条 事業運営に係る諸事務については、福岡市保健福祉局健康医療部地域医療課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、「福岡市AED設置施設」登録制度推進事業の実施について必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。